

タイトル	TWO-TIME COMPARATIVE ANALYSIS OF REGIONAL TOURISM INDUSTRY ECONOMIC STRUCTURE IN CHINA USING REGIONAL TOURISM SATELLITE ACCOUNT
著者	于, 丽茜; YU, LIQIAN
引用	
発行日	2021-10-01

氏名・（本籍地） YU LIQIAN 于丽茜（中国）

学位の種類 博士（商学）

学位記番号 博（商学） 甲第 10 号

学位授与の日付 令和 3 年 9 月 30 日

学位授与の条件 規則第 4 条第 1 項該当

学位論文題目 Two-time comparative analysis of regional tourism
industry economic structure in China using Regional
Tourism Satellite Account

論文審査委員 主査 教授 伊藤昭男

副査 教授 阿部秀明

副査 教授 佐藤博樹

I. 論文内容の要旨

1 本論文の目的

于丽茜氏の論文表題は、Two-time comparative analysis of regional tourism industry economic structure in China using Regional Tourism Satellite Account である。

本論文の研究目的は、地方観光サテライト勘定(Regional Tourism Satellite Account : 以下、RTSA) を用いて地方観光産業経済の構造的把握および変化を分析すること、またそれを通じて中国における RTSA を整備していくための課題と示唆を探究することである。

この目的を達成するために、本論文では中国の山東省を事例として次の考察および分析を実施した。(1) 中国における RTSA の作成状況を世界の動向とあわせて整理・考察した。(2) 山東省を事例に 2012 年と 2017 年の地域 IO 表に対応した RTSA を作成し、観光関連産業の観光産業経済構造における各種効果分析を比較考察の観点から実施した。(3) 中国における RTSA の作成状況および上記観光産業経済構造に関する諸分析を通じて得られた知見をベースに、今後の中国における RTSA の作成・整備のための課題と示唆を考察した。

2 本論文の構成

各章の構成と概要は以下のとおりである。

第1章(Chapter 1)では、本論文の研究背景と目的、研究対象の選定、論文の構成とアプローチについて記述されている。そこで示されている本研究の目的は、第一に、観光サテライト勘定(Tourism Satellite Account: 以下、TSA)の国際基準と関連する調査結果、およびTVA(Tourism Value Added: 以下、TVA)の計算と観光の付加価値の作成を簡素化するための既存統計を通じて、中国におけるRTSA作成のアプローチを調査すること。第二に、TSAの基本的な理論システム、分析フレームワーク、RTSAコンテンツのコンパイルと拡張の難しさを探究し、中国における先駆的な試みとして、2012年と2017年の山東省における観光サテライト勘定(SDTSA)を実際にコンパイル・作成し、分析すること。第三に、中国の観光統計体系と中国でのRTSAの開発状況を紹介した後、既存の山東省観光サテライト勘定2008(SDTSA 2008)とクイーンズランド州観光サテライト勘定(QDTSA)を比較すること。また、2012年と2017年の山東省における観光貢献度を計算するプロセスを分析するための準備として、中国におけるRTSAの作成に向けた問題を明確にするとともに中国でのRTSAを活用した分析を進めるための推奨事項・課題を検討すること、である。

また、本章で示されている研究のメソドロジーは、「TSA:RFM 2008」に基づき、中国の観光統計体系の実際の状況から中国の観光経済と国民経済の特性に適したRTSAを確立する方法を探った上で、山東省のRTSAを作成し、分析するという実証的アプローチがとられている。そのため、国民経済計算体系(System of National Account: 以下、SNA)とTSAの基礎となる統計システムの理論的研究、特に中国の国家経済会計と中国の観光統計体系の考察を行った後、入手可能な文献に基づき、中国およびその他の国におけるTSAおよびRTSAの実際のコンパイルとそれらの経験を考察している。また、SDTSA 2008とQDTSAを比較し、それらの概念、コンパイル方法、および表の類似点と相違点を考察している。さらに、2012年と2017年の山東省IO表を主要なデータ・ソースとして活用し、データの処理・統合から、山東省のRTSAを作成し、観光特性産業を含む43産業部門との関連指標を計算した上で、2012年と2017年の2時点比較の産業連関分析を実施している。

さらに本章では、本研究におけるイノベーションは主に以下の4点であるとしている。

- 1) 中国のRTSAはいまだ研究途上にあり、統一された方法論的枠組みがない。本研究ではこうした事情に鑑み、中国およびその他の国でのRTSAのコンパイル経験を分析および調査した上で、オーストラリアの既存のSDTSA2008とQDTSAとを基本的な概念やコンパイル方法などについて比較し、類似点と相違点を要約し、山東省でのRTSA作成における不足点を明らかにした。
- 2) 2012年と2017年の山東省の直接TVAと間接TVAを中国の国家経済会計システムを使用して計算し、既存データを利用して

RTSA コンパイル手法の簡素化によって山東省 RTSA の作成を試みた。これは、これまでの山東省の RTSA に関する最新の研究成果である。3) 中国における RTSA のコンパイルを調査し、拡張 RTSA コンパイルの新しいアイデアを提供した。また、TSA の概念と中国の国家経済活動の産業分類 (GB / T 4754-2017)、中国観光産業と関連産業の統計分類 2018、および SDTSA2008 に基づいて、IO 表に一致する観光特性産業を選択し、いくつかのデータ処理ステップの後、観光特性産業を含む 43 産業部門で構成される山東省 IO 表を作成し、分析した。4) 中国における今後の RTSA 作成に有益と考えられるビッグ・データによる観光統計の改善について考察した。

次いで、第 2 章 (Chapter 2) では、理論的フレームワークと観光サテライト勘定の既存研究サーベイが行われている。理論的フレームワークにおいては、国民経済計算体系としての SNA 体系とサテライト勘定の関係を中国の変遷とあわせて現状把握している。また、中国の観光統計体系を観光統計と TSA との関係を含めて把握している。TSA に関する研究サーベイについては、TSA の発展の変遷、TSA 作成の意義、TSA を構成する表、TSA と SNA との関係性、TSA の課題と限界の観点から把握している。また、TSA の作成参考事例として、カナダ、ニュージーランド、日本についての把握・考察がなされている。

第 3 章 (Chapter 3) では、RTSA について、世界における RTSA の作成状況の概要およびデンマーク、オーストラリアの作成事例を把握した上で、中国の RTSA の作成事例 (厦門、広州、江蘇省、浙江省、山東省) を把握している。また、RTSA の異質性と類似性について、オーストラリア・クイーンズランド州の RTSA である QDTSA と中国山東省の RTSA である SDTSA との比較考察がなされている。

第 4 章 (Chapter 4) では、山東省における観光産業経済の構造変化を、自ら作成した山東省 RTSA と統合した山東省 IO 表を用いて分析している。そこでは観光関連産業の区別と分類および、観光経済の効果の計測のために各産業部門における TVA 額の割合の把握が重要であることが示され、その計測のために観光剥離係数 (tourism stripping coefficient) による分析が取り入れられている。具体的な観光剥離係数の計測は、その計測に必要な観光消費額データを、2008 年山東省 TSA (SDTSA2008) を基礎に 2012 年と 2017 年の山東省統計年鑑を活用して求め、生産額データは 2012 年と 2017 年の山東省 IO 表を活用し、それらの計算結果から観光剥離係数を算出し、それより観光関連産業 (8 部門) の直接的な TVA 額を計測している。次いで観光関連産業とそれ以外の諸産業との関係を示す誘発額を、直接的な TVA 額を差し引いた間接的な TVA 額として、再構築した山東省 IO 表を用いて計測している (2012 年と 2017 年の 2 時点)。さらに、観光関連産業と全産業とのリンケージに関する分析として、需要へのリンケージの強度をみる後方連関分析 (直接的消費係数分析及び完全消費係数分析) と、供給へのリンケージの強度をみる前方連関分析 (直接分配係数分析および完全分配係数分析) を実施している (2012 年と 2017 年の 2 時点)。また、観光関連産業の

全産業の影響力（影響力係数分析）および感応度（感応度係数分析）についても分析している（2012年と2017年の2時点）。

第5章（Chapter 5）では、中国におけるRTSAの確立に向けた諸問題を本研究の実証分析を踏まえつつ考察している。それらは大別して、中国における観光統計体系に関する問題、データに関する問題、収集・コンパイルに関する問題、複雑性およびデータ・ラグに関する問題についてである。また、今後の中国におけるRTSAの構築に関しての示唆として、観光統計指標の改善、ビッグ・データの活用、WebベースのTSAの作成について考察している。

第6章（Chapter 6）では、本研究において実施した主要な考察および分析結果がまとめられている。

II. 論文審査結果の要旨

1 審査の経過

令和3年7月13日に博士請求論文が提出され、直ちに商学研究科長の下で、審査委員として、主査に伊藤昭男、副査に阿部秀明と佐藤博樹が選任された。令和3年7月21日に公開報告会が開催され、引き続き口頭試問がおこなわれた。審査員全員の出席のもとに本論文について申請者の説明を求めたのち、関連事項の質疑を行った。その結果、審査委員全員により合格と判定された。

2 評価

(1) 論文の主な成果

第1は、山東省の観光産業経済構造を、RTSAを組み込んだIO表によって2時点比較分析したことである。これまでの中国の既存研究においては、IO表を用いた観光産業の経済効果分析やRTSAによる観光関連産業の経済効果の試算的分析はなされてきたが、地方の観光産業経済構造を、RTSAを組み込んだIO表を用いて2時点比較分析を行った研究はほとんどなく先駆的である。まして本研究では利用し得る最新のIO表を用いている点に特徴がある。RTSAを付加価値ベースで組み入れた本研究によって、これまでより一層精確な山東省の地方観光産業経済構造の把握と変化、ならびに観光関連産業の影響効果を実証的に明らかにすることができたことが主な成果である。

第2は、今後のRTSAの作成に向けた課題（統計整備など）と示唆等をまとめたことである。中国においてはこれまで観光統計体系がTSAおよびRTSAの構築の観点からするといまだに未整備の段階にとどまっており、とりわけRTSA研究の進展が進まない状況にあった。本研究はこうした状況の中でありながら既存の研究成果および既存の統計、調査を有効活用し、実証分析結果を導いた成果であり、その研究プロセスと分

析結果を通じて得られた諸事項は、今後の中国における RTSA 作成にむけての有用な課題と示唆を提供するものであり、これもまた本研究の主な成果である。

(2) 評価

上記の研究上の成果を踏まえて本論文の評価は以下のようにまとめられる。

第一に評価し得るのは、本研究は RTSA を組み込んだ IO 表を用いて 2 時点比較分析を行った中国における先駆的な研究であるという点である。これまでの中国においては、IO 表を用いた観光産業の経済効果分析や RTSA による観光関連産業の経済効果の試算的分析はなされてきたものの、地方の観光産業経済構造を、RTSA を組み込んだ IO 表を用いて 2 時点比較分析を行った研究はほとんどなかった。本研究は既存資料を用いて 2 時点における RTSA を作成すると共に、観光剥離係数の分析手法を用いて TVA 額を産出し、利用し得る最新の IO 表との統合によって観光関連産業の付加価値ベースでの影響効果を分析した。これによってより一層精確な地方（山東省）観光産業経済構造の把握と変化、ならびに観光関連産業の影響効果を実証的に明らかにすることができた点に、本研究の新規性・独創性が認められ、評価し得る。

第二に評価し得るのは、観光統計体系および SNA 体系の完成水準が国際的には先進的ではあるとは言えない中国において、本審査対象者は、二の足を踏みかねない研究準備環境におかれながらも、果敢に既存の研究成果および既存の統計、調査を有効活用しながら先駆的な実証分析結果を導いており、本研究は意欲的かつ挑戦的な研究であることが認められ、評価できる。本研究の成果は、分析結果のみならず、その方法論において今後の中国の RTSA 研究に寄与するであろうことは論を俟たない。また、研究の限界とあわせて考察された、今後の RTSA の作成およびそれを用いた分析に関しての課題、ならびに示唆および示唆的意見もまた、今後の中国の RTSA 研究の進展に寄与するものと認められ、あわせて評価し得る。

3 学内の手続き

提出された論文の審査ならびに文書及び口頭による最終試験の結果は、本学学位規則第 7 条に基づき研究科委員会で審査委員会主査から報告され、研究科委員会構成員の閲覧に供するため博士論文の閲覧を経て、令和 3 年 8 月 6 日の研究科委員会において、同論文を合格と決定した（同規則第 8 条第 1 項）。

その後、同年 8 月 6 日、研究科委員会が開催され、同論文について商学研究科長より、委員会の審査経過ならびに論文要旨の報告がなされ、合格とすることが承認された（同規則第 10 条第 2 項）。これに基づき、同年 9 月 30 日付にて、博士（商学）の学位が授与された。